平成２６年（フ）第６７号
兵庫県明石市相生町２丁目９番８―606号
債務者　山崎善弘こと　裵　　善弘
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
兵庫県明石市魚住町西岡111番地の１　ｗｉｌｌＤｏ西明石307号、前住所東京都墨田区八広４丁目33番１―302号
債務者　井坂　由香
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
神戸市西区池上１丁目９番地の５　エスペランサ池上106号
債務者　武井　一美
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
兵庫県明石市小久保４丁目13番地の２　カームハイツ３番館207号、前住所兵庫県明石市沢野２丁目16番６号
債務者　石神　秀明
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
神戸市西区持子１丁目205番地の７
債務者　酒井　拓郎
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
広島市南区翠２丁目12番28―304号　メゾンみどり
債務者　池本　由香
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２号
広島県呉市豊町久比2190番地
債務者　國實　安一
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１９号
徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字江尻山25番地１　エクセレントホームＤ　0108
債務者　倉本裕理子こと　陳　　玉香
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５７号
徳島市南蔵本町３丁目４番地の１　カレッジコーポ蔵本302号室、旧住所徳島県名西郡石井町石井字石井801番地17
債務者　岸　　知章
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６１号
徳島県鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜23番地４　シーサイドヴィラ鳴門106号、旧住所徳島県名西郡石井町浦庄字国実135番地６
債務者　坂東きぬ子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６２号
徳島県鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜23番地４　シーサイドヴィラ鳴門106号、旧住所徳島県名西郡石井町浦庄字国実135番地６
債務者　坂東　伸一
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６３号
徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地389
債務者　三原　栄子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６４号
徳島市川内町榎瀬112番地　水光苑、旧住所徳島市上吉野町３丁目７番地の２
債務者　山本　敬治
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７１号
徳島県徳島市住吉１丁目11番32―202号
債務者　豊崎　静江
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８０号
徳島県徳島市西須賀町鶴島４番地の１地蔵橋県営住宅団地342号室
債務者　福永由美子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８１号
徳島県徳島市勝占町中須３―14、住民票上の住所徳島県阿南市羽ノ浦町中庄なかれ15番地８
債務者　岡　　選子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
徳島地方裁判所民事部